

第3編 武力攻撃事態等への対処に関する計画

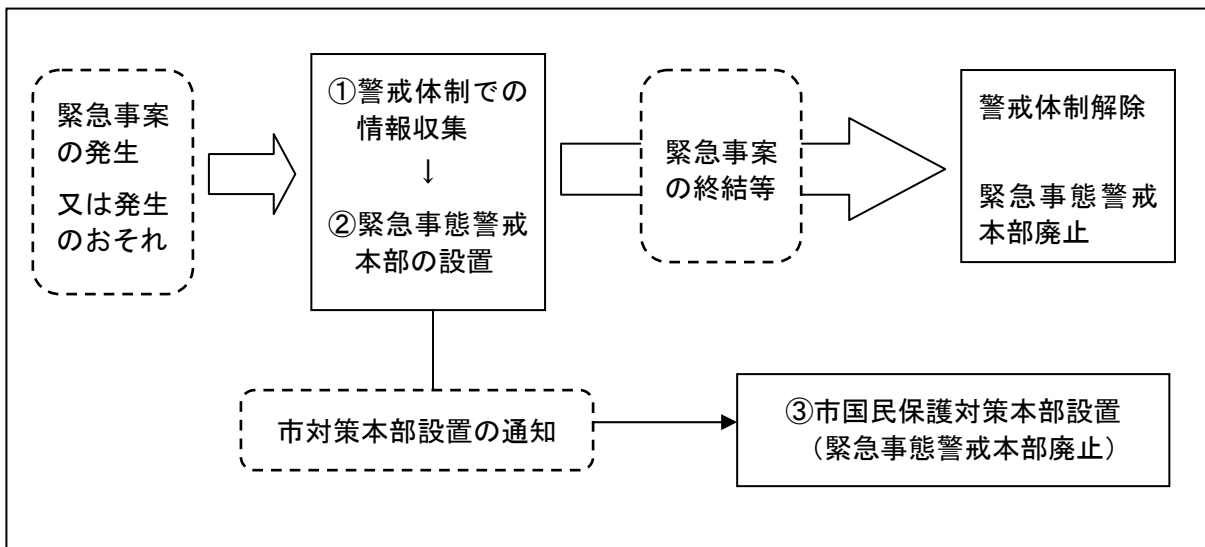
第1章 初動連絡体制の整備

多数の死者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、次のとおり定める。

【初動体制フロー図】



1 警戒体制

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い「警戒体制」をとる。

警戒体制は、市地域防災計画で定める第1次配備の警戒体制に準ずるものとし、担当課の職員を速やかに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、県及び関係機関と緊密な情報の共有を行う。

2 緊急事態警戒本部

(1) 緊急事態警戒本部の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、第2編第1章2で定める参集基準に従い「緊急事態警戒本部」を設置する。緊急事態警戒本部は、市地域防災計画で定める第2次配備の「災害警戒本部」体制に準ずるものとし、事案発生時の危機管理に必要な要員により構成する。

市は、緊急事態警戒本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡を行う。また、消防機関、警察等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 緊急事態警戒本部における初動措置

市は、緊急事態警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行い、被害の最小化を図る。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

また、市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(3) 関係機関への支援要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

3 市対策本部への移行

緊急事態警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態警戒本部は廃止する。

4 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

5 警戒区域の設定等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合においても、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、国民保護法に基づき、警戒区域の設定、退避の指示を行う。

6 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに、市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を関係機関等に対し周知する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、国民保護法に基づく所要の措置に切り替えるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 市対策本部の組織・運営計画

市対策本部を迅速に設置し、的確な運営に努めるため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、運営等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、自然災害時への対応として作成した三条市災害対応マニュアルに定める招集のための連絡体制を活用して、参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、三条庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置しようとするとき又は設置したときは、庁内放送等により各部署等に周知を行うとともに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を三条庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 三条市消防本部

〔第2位〕 三条市役所栄庁舎

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(3) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対し、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(4) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市対策本部の組織及び分掌事務

(1) 市対策本部の組織及び分掌事務

市対策本部の組織及び分掌事務は、市地域防災計画で定める第3次配備の「災害対策本部」体制に準ずるものとする。

(2) 班の設置等

国民保護措置の全庁的な推進を図るため、市対策本部に班を置く。

各班に班長を置き、班長は市対策本部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監

督する。

市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集する。

(3) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、

現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

オ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

第3章 関係機関の相互協力体制

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれ関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域

とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長その他市の執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村の長その他の執行機関に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 職員派遣要請

ア 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

イ 市は、アの要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、アの職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民等からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を次のとおり定める。

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第5章 警報・避難指示の伝達

市は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の伝達等

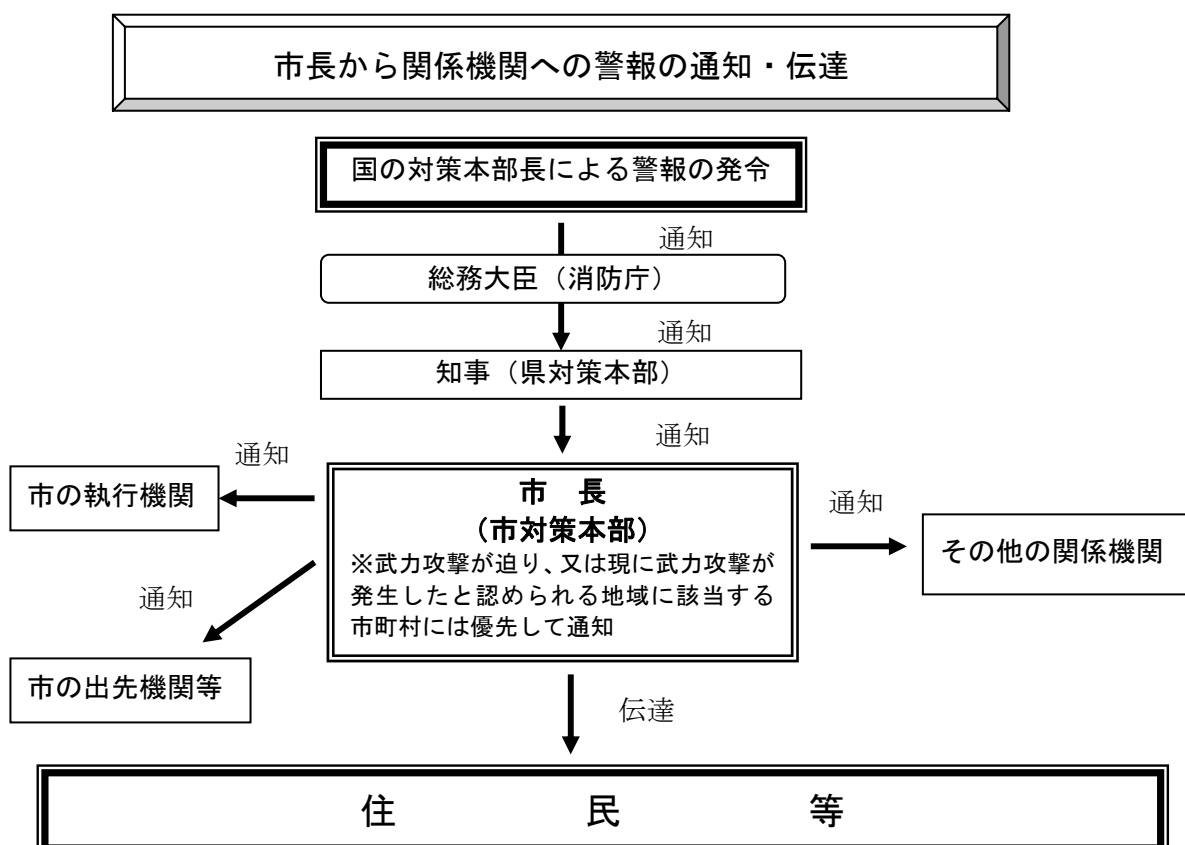
(1) 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民等及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。また、市のホームページに警報の内容を掲載する。

(2) 警報の通知

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 警報伝達に関する留意事項

市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自治会、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合において、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図るものとする。

(3) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

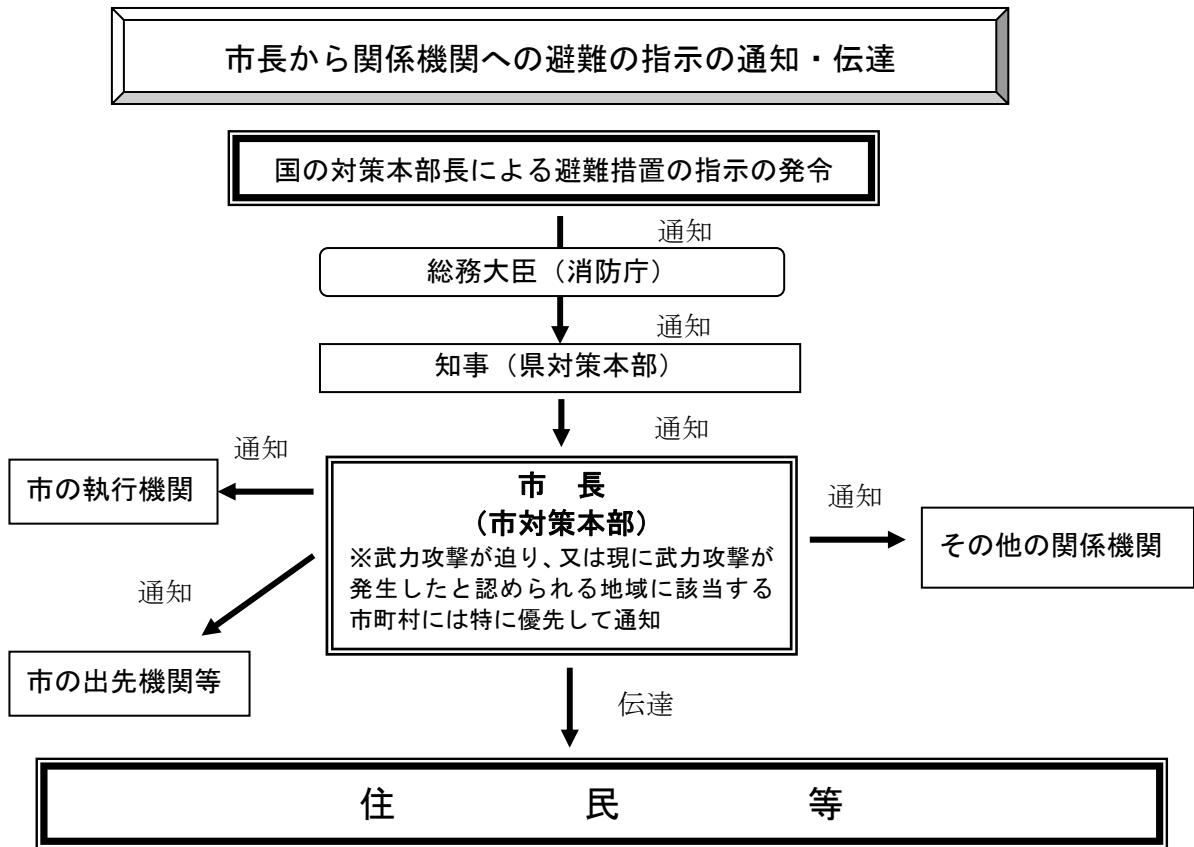
知事が発令する緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

4 避難指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては、次のとおりである。



第6章 避難の実施

市は、知事の避難の指示に基づいて、住民等の避難が的確かつ迅速に実施できるよう、避難実施要領の策定、避難誘導等に関し必要な事項について次のとおり定める。

1 事態に応じた避難の類型と対処

住民等の避難は、武力攻撃事態等の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには武力攻撃災害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市内の避難所への避難、より広域的な避難など、多様な形態があり得る。

実際には、武力攻撃事態等の状況を総合的に勘案の上、最も適切な方法により避難を実施することとなるが、その類型を武力攻撃事態等の類型に応じて示すとすれば、次の対処が想定される。

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民等を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難させることが基本となる。

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、対策本部長からの避難措置の指示の内容に沿って知事が行う避難の指示に基づき避難実施要領を策定する。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【知事が行う避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民等は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建物の地階などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。（特に着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民等は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えることから・・・

(2) グリラや特殊部隊等による攻撃の場合

ア グリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。この場合において、移動の安全が確保されないときは、身体への直接の被害を避け

るために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、避難措置の指示又は避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な区域への住民等の立入禁止を徹底する。その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われているなど、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

【知事が行う避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本県において、ゲリラによる急襲攻撃が・・・
- AA地区の住民等については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民等については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車により自力で避難することとし、災害時要援護者については、バス等により避難すること。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、着上陸侵攻については、平素から、かかる事態を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定するものとする。

また、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目及び作成の際の主な留意事項

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もあり得る。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A自治会の住民は「A自治会」、B自治会の住民及び同地区の事業所は「B自治会」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B地区にあるB1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A小学校グラウンドに集合する。集合するに当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については、自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間で安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、災害時要援護者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○線AA駅から、○月○日の15：30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 災害時要援護者への対応

災害時要援護者で自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、災害時要援護者で自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、自治会、民生委員、自主防災組織等に避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急に避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料と水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL××××-××-×××× 担当〇〇〇〇)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領(例)

新潟県三条市長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

三条市における住民等の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 三条市のA地区の住民等は、△△市のB地区にある県立B高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民等の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

バスの場合：三条市A地区の住民等は、三条市立A小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、Cバス会社の用意したバスにより、国道〇号を利用して、県立B高校体育館に避難する。

鉄道の場合：三条市A地区の住民等は、D鉄道××線〇〇駅前広場に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等を単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇号線又はE通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発△△市B駅行きの電車で避難する。△△市B駅到着後は、△△市職員及び三条市職員の誘導に従って、主に徒歩で県立B高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 三条市F地区の住民等は、□□市G地区にある□□市立G中学校を避難先として、〇日〇時を目途に住民等の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、次に示す要員及びその責任者等について市職員等の割振りを行う。

- ・ 住民等への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市が指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 災害時要援護者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、災害時要援護者等を優先的に避難誘導する。また、自治会や自主防災組織など地域住民にも、福祉関係者と連携の下、市職員が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりとする。

三条市対策本部 担当 △△〇〇

TEL ××××-×××-×××× (内線×××)

FAX ××××-×××-××××

・・・以下略・・・

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、事業所、学校等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避

難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会長や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(7) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策

- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(8) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(9) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(10) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

4 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

(2) 避難施設の開設

市長は、避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設することとする。なお、市長は、避難所の開設状況について速やかに知事に情報提供を行うこととする。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努めることとする。

5 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

6 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつと判断した場合には、他の余裕がある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(2) 避難先に危険が迫った場合

武力攻撃災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、県は国と協議の上、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、関係機関に避難者移動用の車両、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、市と協力して避難誘導に当たることとされている。

7 避難長期化への対処

(1) 住民等の避難が長期化した場合は、市は、県と連携を図り、避難所運営に当たって次のことに留意するものとし、災害時要援護者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分配慮するものとする。

- ・避難者の栄養、健康等の対策
- ・避難所の衛生、給食、給水等対策
- ・被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- ・避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における住民等の協力

市は、避難所に避難した住民等に対し、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次の点について協力するよう要請する。また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図るものとする。

- ・自治組織の結成とリーダーへの協力
- ・ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- ・災害時要援護者への配慮
- ・その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

8 避難住民の輸送力の確保

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、知事に応援を要請することとする。

9 避難指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講ずることとする。

第7章 災害時要援護者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際しては、災害時要援護者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、迅速かつ的確な災害時要援護者の安全な避難を実施するための措置について、次のとおり定める。

1 災害時要援護者への配慮

(1) 避難

市は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、災害時要援護者の避難に当たっては、自然災害時への対応として作成した三条市災害対応マニュアルに定める災害時要援護者への支援に準じて、自治会、自主防災組織、民生委員等の地域住民及び介護保険サービス事業所等の協力を求めるとともに、災害時要援護者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努めるものとする。

(2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

市は、要援護対象者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、その安否確認に努める。

市は、安否確認に当たっては、必要に応じ、三条市災害対応マニュアルに定める災害時要援護者の安否確認に準じて、自治会、自主防災組織、民生委員等の地域住民及び介護保険サービス事業所等の協力を求めるものとする。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、県と連携の上、避難所及び要援護対象者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用品の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

2 病院、社会福祉施設における対策

(1) 施設被災時の安全確保及び避難等

市は、武力攻撃により、病院及び社会福祉施設が被災した場合、その施設長が、直ちに、入(通)所者の安全及び施設の被災状況の把握や、入(通)所者の不安を解消するなどの措置を実施するとともに、入(通)所者が被災したときには、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織等の協力を得た応急救助の実施、あるいは必要に応じて消防機関等へ救助を求めるなどの措置がとれるよう啓発をしておくこととする。

(2) 被災報告等

市は、施設長に対し、入(通)所者及び施設の被災状況の市への報告の協力を依頼するとともに、必要な措置の要請について速やかな対応に努める。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

市は、県と連携し、施設の継続使用が不能となったときには、火災や地震等への対応に準じた措置を講ずるよう要請する。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、学校等の園児、児童及び生徒が在校(園)するときに武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、安全に誘導し、避難させる。また、在校(園)時以外においては、在籍する園児、児童及び生徒の安否の確認に努める。

第8章 救援の実施

市長は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求

める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の事項に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（住民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 災害時要援護者に対する配慮
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引渡場所や集積場所の確認及び運送手段の調達
- ・ 物資輸送の際の交通規制の県警察への要請

③ 医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報収集
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障がい者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 住宅の被災状況の情報収集
 - ・ 応急修理の施行者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
- ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既設の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施行者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

市は、武力攻撃災害が発生した場合、県、医療機関、医療関係団体と緊密な情報共有と協力的体制の下、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護（助産を含む。）を行う。実施に当たっては、医療関係者の安全の確保について十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、県、医療機関等関係機関と連携し、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努めるものとする。

(1) 救護所等の設置

ア 市は、被災状況に応じて救護所予定施設（災害対策支部・第1次避難所）に救護所を設置するものとする。

イ 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、三条保健所に救護センターを設置することとされている。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県に支援要請を行うものとする。

- ・ 初期救急医療
- ・ 地域災害医療センター又は基幹災害医療センターへの移送手配
- ・ 医療救護活動の記録
- ・ 死亡の確認
- ・ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 救護センターの医療救護活動

県は、設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に次の精神科救護活動を行うこととされている。

- ・ 精神科患者の治療
- ・ 避難所への巡回診療及び相談
- ・ 精神科医療機関への移送手配

(4) 後方病院における医療救護活動

県は、被災地及び被災地に隣接する地域の災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域

災害医療センター) に対して活動要請を行うこととされている。また、県は、後方病院として災害拠点病院が行う次の医療救護活動に支障が生じた場合にはその要請に基づき支援することとされている。

- ・被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ
- ・医療救護班の派遣等

(5) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には、県に支援要請を行うものとする。

県は、消防等関係機関との緊密な協力により広域的な搬送体制を確保することとされている。

(6) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には、県に支援要請を行うものとする。

県は、武力攻撃災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理を行うこととされている。

県は、市町村、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、関係機関に供給を要請し確保することとされている。

県は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部に供給を要請し確保することとされている。

医療救護班等は、医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請するものとする。

(7) 県医療救護班等の派遣

県は、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる県医療救護班及び県歯科医療救護班を編成し派遣することとされている。

(8) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、県が、それぞれ次に掲げる点に留意して医療活動等を実施することとされていることから、市は、県からの協力要請に応じて、これらに準じて行うものとする。

ア 核攻撃又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防

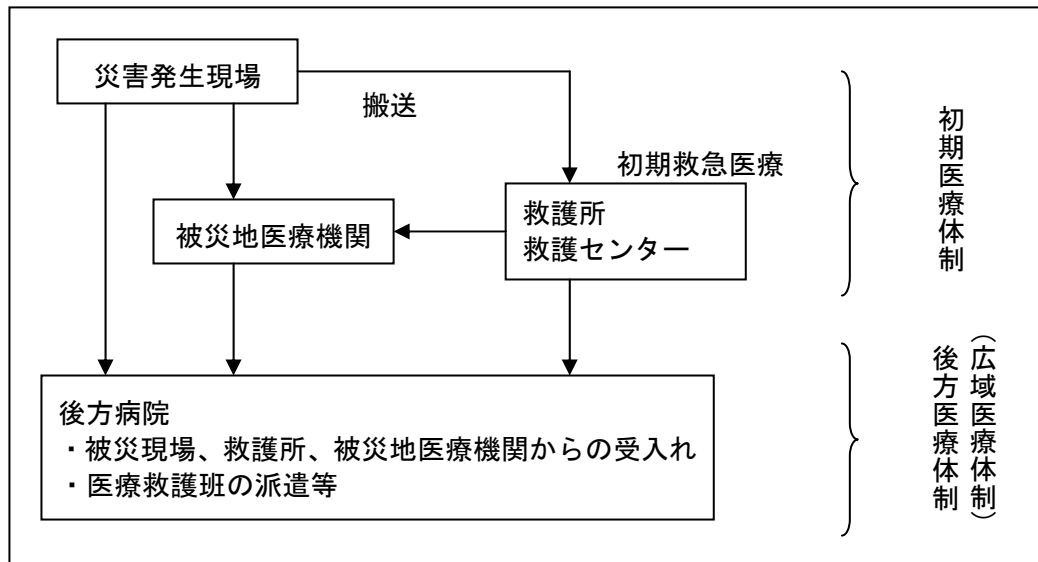
護措置)

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

【医療救護体制フロー図】



5 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 死体の捜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 死体の捜索

市は、市内の被害状況の把握を行うとともに、県警察、消防機関、自衛隊等が行う死体の捜索に協力する。

(2) 死体の検案及び処理

市は、収容した死体の検案・身元確認・処理について、日本赤十字社、医師会及び歯科医師会に要請する。

県警察は、収容された死体について、各種の法令又は規則に基づいて死体の状況を調べるとともに、県及び市町村と協力して身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに努めることとされている。

(3) 遺体の埋葬及び火葬

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに

収集し、遺体の搬送の手配等を実施することとされている。

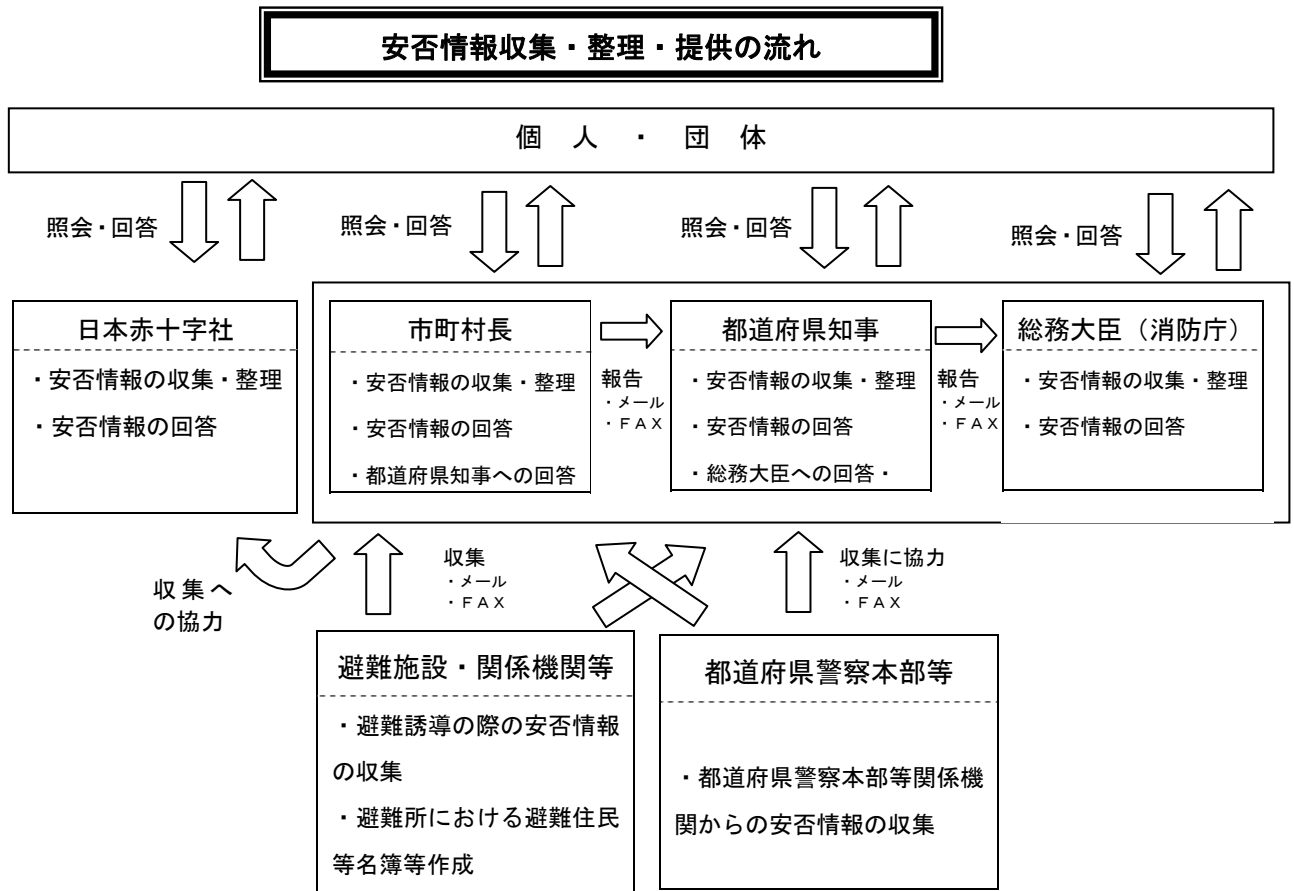
市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第9章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



収 集 項 目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

1 安否情報の収集

- (1) 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、消防機関、医療機関等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号（28頁に掲載）を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号（29頁に掲載）を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等の市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して、避難者名簿を作成する等により行う。

- (2) 安否情報収集の協力要請

市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（30頁に掲載）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知する。

イ 住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を提示し、又は提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。また、障がい者や外国人等からの照会への対応についても配慮する。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うこととする。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日															
(あて先) 三条市長															
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____															
次の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者又は近隣住民)であるため。 ③ その他 ()														
備考															
被 照 会 者 に 必 要 な 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">日本 その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国籍(日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男女の別															
住 所															
国籍(日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()														
その他個人を識別するための情報															
※ 申請者の確認															
※ 備 考															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号

により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

		年 月 日
様		
		三 条 市 長
年 月 日付けで照会があった安否情報について、次のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない場合に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

(3) 個人情報保護への配慮

ア 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第10章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処に必要な事項及びNBC攻撃による災害への対処に必要な事項について次のとおり定める。

また、武力攻撃災害の発生に際して緊急の必要があると認めるときは、自らの判断で退避の指示や警戒区域の設定を行うこととし、その実施に必要な事項について次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通知

ア 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

イ 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められるものであることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

市長は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、県、県警察等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための次の措置を講ずべきことを命ずる。

措置1：危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

措置2：危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

措置3：危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

物質の種類(国民保護法施行令第28条に規定する危険物質等)と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	総務大臣 知 事 市町村長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知 事 保健所設置市※	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	知事(経済産業大臣) 国土交通大臣 県公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知 事	第39条	同左	同左

⑤	核燃料物質（汚染物質含む。）【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣	□	□	□
⑥	核燃料物質 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。）【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 農林水産大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考 ※印は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。 ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。					

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民等に対して、応急措置として、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合に

においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民等に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置における市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次に掲げる措置を講ずることができる。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

5 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 退避の指示

ア 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

【退避の指示の例】

- ・ ○○町×丁目、△△町○丁目地区の住民等については、外での移動に危険が生ずるため、屋内に一時避難すること。
- ・ ○○町×丁目、△△町○丁目地区の住民等については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(ア) 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民等を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民等に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民等に退避の指示をする。

(イ) 屋内退避の指示について

市長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ・ N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

イ 退避の指示に伴う措置等

(ア) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等

について、知事に通知を行う。また、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- (イ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保等

(ア) 市長は、退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

(イ) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

(ウ) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

(3) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で、退避の指示とは異なるものである。

イ 警戒区域の設定に伴う措置等

(ア) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、自衛隊等からの情報等を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

(イ) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線等を活用し、住民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(ウ) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

(エ) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(4) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは取用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 消防に関する措置等

ア 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

イ 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知

事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

エ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、ウによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

オ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

カ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

キ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ク 安全の確保

(ア) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(イ) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(ウ) 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

(エ) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(オ) 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第 1 1 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

市は、自ら収集し、又は関係機関等から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに県に報告する。

市は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

【被災情報の報告様式（再掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
三 条 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟9		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第12章 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保対策

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県及び食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、県及び栄養士会等の関係団体と連携して、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

5 廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第13章 ボランティア受入計画

市は、避難した住民等の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市ボランティアセンターを設置し、安全等を十分に確保した上で、次により対応を行う。

1 安全の確保

市は、市ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ及び派遣等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

2 市ボランティアセンターの設置

(1) 市ボランティアセンターの体制

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて、三条市社会福祉協議会、地域のボランティア団体や関係団体等と連携を図り、市ボランティアセンターを設置するものとする。

(2) 市ボランティアセンターの活動への支援

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入れ、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行うものとする。

第 1 4 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、及び管理することとなるため、特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

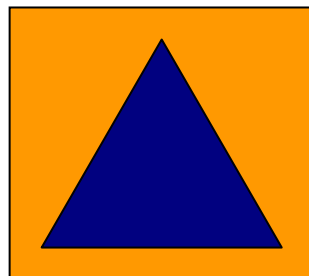
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書



第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年閣副安危第321号通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。